

「私のケースは節税できる?」。還付申告開始を1月に控える年末は節税に関心が集まる時期だ。可否を知る上で参考になるのが納税者と税務署が争った判例など。今年、節税が可能になった事例もある。節税の勘所は……。

千葉県に住む会社員、神山洋一さん(仮名、55)は、パルル期に購入したゴルフ会員権の含み損を抱えている。売却したいがゴルフ場運営会社が破綻し、今は再建中。プレー権の取得費入金会金に加え支払った預託金700円も全額削減された。プレーできるコースも減った。「買いたたかれる」とため息をつく。

「会員権見直し」

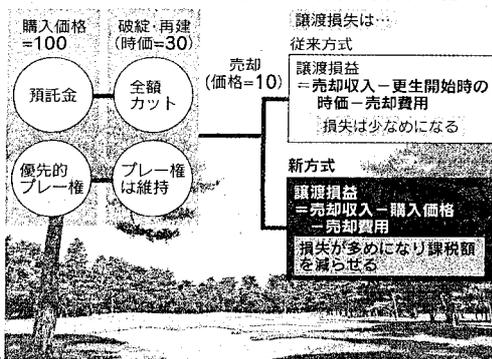
確かに売れば多額の損失が出そう。しかし税金から見るとマイナスではない。ゴルフ会員権の譲渡(売却)損失は給与所得などから差し引ける。しかも神山さんのケースは、国税庁が2010年から取り扱いは変えたため、より多く節税できる可能性がある。

具体的には譲渡損失の計算で、会員権のプレー権の内容が変わらなければ、譲渡収入から差し引く取得費に、購入時の取得費をあてられるようになったからだ(図A参照)。従来は会社更生法などの再建で預託金が全額削減された会員権の取得費について、購入時の価格より通常安い更生手続き開始時の時価にすることを国税庁が求めていた。

今年、国税庁が課税上の取り扱いを変えたケースが

税務署が認める節税

A ゴルフ会員権売却時の課税方法は今年から変わった



B 所有地にある祠の敷地も非課税になった

判決	理由
弁財天及び稲荷を祀った各祠の敷地部分は相続税の非課税財産に当たる(東京地裁、6月21日)	敷地は祠と社会通念上一体のものとして日常礼拝の対象とされている

C 注目すべき税控除の判例・裁判例

区分	概要	理由
医療費控除	乱視用眼鏡の購入費用は控除できない	医師が治療上必要と認められたものでない上、単なる屈折異常の矯正では認められない
扶養控除	指定居宅介護事業者が提供した通所介護サービス、福祉用具貸与などは控除できない(最高裁)	「療養上の世話」に当たらない
扶養控除	離婚した妻と同居する長男の適用は不可	長男と同居せず、養育費も送金していないので「生計を一にする」と認められない
雑損控除	振り込み詐欺でだまし取られた損失は控除できない	詐欺による損失は控除対象と認められない
住居控除	離婚による財産分与で自宅の共有持分を追加取得した場合でも受けられる★	同じ自宅の持ち分なので「家屋を2つ以上有する場合」という控除の否認要件に当たらない
贈与税	夫が生前に妻のため支払った介護付き有料老人ホームの入居金は非課税★	この老人ホームは介護の目的を超えた華美な施設ではなく、入居金は妻の通常必要な生活費である

(注)★は納税者の主張が認められた判例・裁判例(最高裁)以外に裁判所や国税不服審判所のサイトの掲載例などに基づき作成。個別のケースについての判断なので、必ずしも類似のケースに一般化できない場合もあるので注意

制度変更や判例チェック

もう1ある。従来は相続税の課税対象だった家の庭にある弁財天などの祠(ほころ)の敷地だ。今年からは非課税になった(表B参照)。庭に祠がある家は地方の旧家を中心に「比較的多い」相続税に詳しい税理士の岩下忠吉氏。「自宅や父母の家に祠がある人は覚えておくべきだろう。個人に関わる税金で1年間にとつての見直しがあったのは珍しい」(国税庁出身で国士館大学教授の酒井

寛彦氏)といえる。しかも注目したいのは、3つとも裁判で納税者が勝訴したことに伴い国税庁が課税の取り扱いを変えた点だ。

もう1ある。従来は相続税の課税対象だった家の庭にある弁財天などの祠(ほころ)の敷地だ。今年からは非課税になった(表B参照)。庭に祠がある家は地方の旧家を中心に「比較的多い」相続税に詳しい税理士の岩下忠吉氏。「自宅や父母の家に祠がある人は覚えておくべきだろう。個人に関わる税金で1年間にとつての見直しがあったのは珍しい」(国税庁出身で国士館大学教授の酒井

「手袋は先細り」
同様のケースでは10年の年金払いの生命保険金を巡る二重課税の違法判決が知られるが、これは最高裁の判断。今回見直しのきっかけとなったのはゴルフ会員権が高裁、祠については地裁の判決で、税務当局はまた争う余地があった。税務訴訟に詳しい井澤三孝山学院大学教授の三木英一氏は「司法判断が税務当局の姿勢に以前より影響を与え

始めた」と評価する。ただ、納税者にとって敵しい現実があるのも確か。国の財政悪化を背景に納税者の節税手段は徐々に減ってきている。例えば所得税では昨年1月から16歳未満の子どもの扶養控除が廃止された。配偶者控除の廃止・縮小も議論されている。裁判以外で納税者と税務署が対立する現場でも、節税の可否を巡り、税務署の処分が認められるケースが依然多い。

「受け身にならず」
納税者はどうすればいいだろう。税理士で租税訴訟学会副会長の山本守之氏は「受け身の姿勢では税金を取り戻すことはできない」と強調する。具体的には税金を巡る主な判決や判決を

踏まえて「節税の可否基準を法令などに沿ってチェックすることが必要」という。表Cに昨年以前の判例や裁判例から家計に関係するケースをまとめたので、参考にしよう。

医療費控除では「乱視用眼鏡の購入費用は医師が治療上必要と認められたものでない上、単なる屈折異常の矯正では認められない」(判決)、「介護事業者の福祉用具貸与などは療養上の世話にあたらぬ(最高裁判決)」など、納税者の主張が認められた判決で参考になる。高齢化を背景に有料老人ホームの入居金を巡る争いが目立ってきたが、家族が通常必要とする生活費を出す場合は贈与税はかからないというのが法令の趣旨。「通常」の解釈の問題はあるが、ここに掲げた判決自体は常識的だったといえるだろう。(編集委員 後藤直久)

12月5日経

林原元社長ら書類送検

融資枠増額
詐欺の疑い

岡山県警捜査2課は10日、根抵当権の設定契約書を偽造し、取引先銀行

からの融資枠を増額させたとして、**書類送検**した。元社長ら旧経営陣4人を

送検内容は、2009年に旧住友信託銀行（現三井住友信託銀行）から短期資金の融資を増額してもらったため、所有していない林原美術館（岡山市）の建物を担保にしよ

うと計画。本来の所有者

だった財団法人林原美術館の理事会の承認を得ず、担保の設定契約書に理事長の名前を記入、押印して提出し、融資枠を35億円から50億円へ不正に増額させた疑い。

12月10日経

税務署が相続税の税務調査を強化し始めた。被相続人(亡くなった人)の財産が相続人(家族)名義の預貯金に紛れ込む「名義預金」の把握に力を入れたり、貴金属など脱税に使われやすい財産を念入り調べたりしている。一定の所得以上の人には「財産及び債務の明細書」の提出を強く求めることも多い。財産を上手に承継するには調査への対応を考える必要がある。

「いったいどうすればいいの？」。東京都内の税理士、伊藤真一氏(仮名)は数日後、顧客のもとに相続税の税務調査が入る件で頭を抱えていた。相続税の申告書に記していない被相続人名義の預貯金を最近見つけたからだ。

被相続人が取引していた金融機関が正確な残高証明書を作成しなかった理由だ。ただ、税務署に指摘されれば本来納めるべき税額より少ない税額を申告して、過少申告加算税を課せられる恐れがある。「仮装・隠蔽」と見なされれば最も重い重加算税を課されかねない。

結局、伊藤氏は税務調査の当日、調査が始まる前に税務署に申告書を出した。「金融機関の記載ミスによるもの」という内容だ。伊藤氏は「税務署の心証も多少は良くなるだろう」と話す。

申告書の提出後、相続人や税理士がつかんていなかった財産が見つかることは「珍しいことではない」(相続税に精通する税理士の平川忠雄氏)。被相続人し知らない財産もあるからだ。それを把握できないと税務署は税務調査を受けることになる。税務署はどうか動くのだろうか。まず、税務調査にあたって「被相続人が取引し

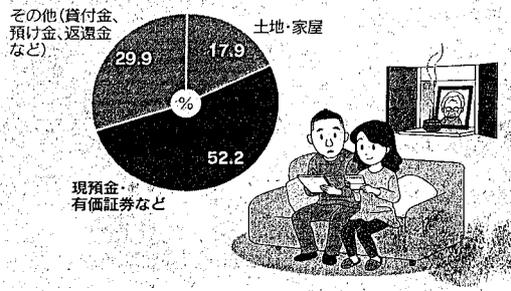
相続財産 説明できますか

A 相続税の税務調査で税務署が重点チェックするのは

- 狙いは被相続人(死亡した人)の財産の完全把握
- ① 被相続人の生前の所得・資産に見合う財産額を申告?
 - ② 相続人(家族)名義の預貯金に被相続人の財産が紛れ込んでいる?
 - ③ 相続人名義の同族会社株、実質的に被相続人の財産では?
 - ④ 被相続人の生前贈与は適正?
 - ⑤ 国外にある預貯金などの相続財産をきちんと申告?
 - ⑥ 有料老人ホームの入居一時金の返還分を申告?
 - ⑦ 債務・葬式費用などを過大に差し引いている?
 - ⑧ 「小規模宅地の評価減」が受けられないのに申請?
 - ⑨ 被相続人の死亡直前に多額の預貯金を引き出し、財産を減らした?
 - ⑩ 相続人は納税資金をどう調達したか。贈与は?

B 申告漏れ相続財産は現金、有価証券で50%を超える

(金額の構成比、2011年7月～12月6月の調査分、国税庁)



税務署、名義預金など調査強化

3割に実地調査
被相続人の財産を漏れなく把握する上で自宅へ立ち入る実地調査も欠かせない。2010年の死亡者数は約120万人で、相続税の納税申告件数は約5万件。納税した相続人は約12万人。約30%が実地調査を受け、そのうち申告漏れで税金を追徴されたのは約8%に上った。

だが多くの税理士は「実地調査の数はずっと多い印象」だと語る。「顧客には調査があるから1、2年の間に調査があると思っほしい」と伝えている。税理士の中島孝一氏。調査事例を財産額で見ると、最近では東京都内でも「借入程度なら調査される例が目立つ」(税理士の藤田美津氏)。

税理士の取巻も、最近「平川氏」が相続人名義でも「名義預金」を見つけたため、調査が「一段厳しくなっている」(平川氏)。相続人名義でも「実質的に被相続人の管理の下にあったと税務署が判断され



た。主な目的は相続財産の申告漏れを防ぐこと。他、遺産に比べて申告漏れが多い金融資産(クラウド)の把握に重点を置いている。土地・建物は登記制度をもとにつかみやすいのに対し、「預貯金の把握体制は十分にない」(阿保氏)。生前の職業、所得や資産状況など金融資産の申告額が少ないと判断すれば「必ず詳細な説明を求める」(藤田氏)。

証明資料 準備して

C 相続税の税務調査にどう対応する?

- ① 被相続人、相続人の預貯金通帳を3～5年分用意
- ② 申告していない財産はないかも一度精査
- ③ 国外財産は十分な説明資料を準備
- ④ 被相続人の預貯金口座などからの出金について、合理的な説明資料を準備
- ⑤ 被相続人からの贈与を主張するなら、証拠(贈与税申告書契約書)を用意

ば相続財産に認定される。贈与を主張しても「印鑑や通帳の管理の実態などを総合的に勘案する」と相続財産と認定される例は多い。

「同族会社」の株式の名義が相続人でも、被相続人が実質的な株主と見なされれば「名義株」として名義預金と同様に相続財産に含められてしまふ。

国外財産も監視
国外財産や金など脱税に使われやすい財産に対しても最近念入り調査している。被相続人が生前に国外に信託を設定して国外に住む孫に通常の贈与をしたが、徹底的に調べられた事例もあるという。

罰則がないため提出しない人も多かったが、税務署の姿勢は厳しくなっている。500万円超の国外財産調査の提出が13年末分から義務づけられたことに伴い、財産債務明細書の提出も強化しているようだ。

「相続税調査への対応策を表Cにまとめた。被相続人の財産の増減と、その理由を十分な裏付けのある資料で示すことが大切」(藤田氏)。例えば被相続人や相続人の過去3～5年間の預貯金通帳だ。数百万円単位の出金は必ず使道を聞かせるので説明資料、例えば購入した商品の領収書などを用意しよう。

有料老人ホームを利用していた被相続人が短期間で死亡し退去した場合、入居一時金は返還され、通常は被相続人の財産として扱ふ。しかし、申告しないケースが多く、税務署は調査を強化する。相続財産から差し引ける債務が過大かどうかもチェックする。

「ザイメイを提出してください」。納税者や税理士が税務署から強く求められることが増えてきた。ザイメイとは「財産及び債務の明細書」。2000万円以上の所得のある人が対象になる。

相続税の課税強化が予定されている。課税対象が広がれば税務調査を受ける人は増える。調査強化は将来を見据えた動きと考えると間違いないだろう。

(編集委員 後藤直久)

相続に直面すると、兄弟や親戚のふところ具合が大問題になりかねない。相続税は「連帯納付義務」があり、誰かが税金を払えなかったら、ほかの相続人が連帯責任で払わなければならないからだ。今年にかけて一部見直されたものの、納税の準備は早めにかけておいた方が安心だ。

「あの子もいっしょ大変なのね」。中部地方に住む鈴木幸子さん（仮名、70代）は、40代の長女が払はずだった相続税の納付手続きを終え、ため息をついた。その額は約500万円。

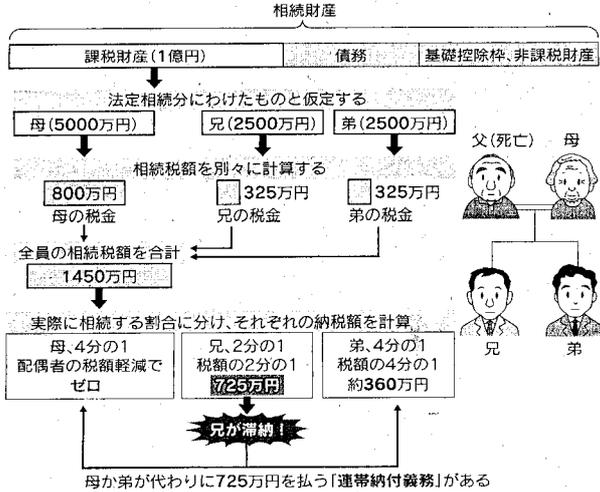
昨年に鈴木さんの夫が亡くなった。自分が死んだときの「二次相続」も考えて、自宅の土地と賃貸用不動産、夫の預貯金、合計約1億2000万円相当を長女に渡した。次女は何もいらないと言いつつ、鈴木さんは自宅の建物と預貯金約600万円を相続した。

現金払いが原則

娘は共働きで生活に困った様子はないが、預貯金をどうしたのか話さない。鈴木さんは強く聞いたが、話のぼかされ、「私が代わりに納めれば丸く収まる」と諦めた。相続税がかかるとき、相続した人全員が払う義務を負

相続税、滞納は連帯責任

A 相続する人は課税負担をどう分け合うか
 (例)父が死亡し、母が遺産の4分の1、兄が2分の1、弟が4分の1を相続するケース



B 連帯納付義務の通知はいつ来るか?
 (図Aの家族の場合)



C 連帯納付義務がなくなることもある

- ① 申告期限から5年、連帯納付義務の通知がなければ
- ② 本来納めるべき人が「延納」を認められれば
- ③ 本来納めるべき人が「納税猶予」を受ければ

連帯納付義務には注意点がもう一つある。贈与税だ。長谷川敏也税理士は「相続税の連帯納付義務は5年で消滅するなどの『救済措置』が設けられたが、贈与税は手つかずのまま」と指摘する。

贈与された人が贈与税を払わなければ、贈与した人が連帯納付義務を負う。例えば遺産分割が済んだ後「不公平」とほかの相続人に言われて、受け取った遺産の一部を贈与と贈与になる。受け手が贈与税を払わないと、何年も後に延滞税で膨らんだ額を納めるよう求められる恐れがあるという。(大賀智子)

その計算は複雑だ(図A)。債務や基礎控除枠(現行制度で5000万円に法定相続人の人数かける1000万円を足した金額)などを差し引いて残った財産に課税される。相続する割合に応じて負担するのが基本。ただ、誰かが税を払わなければ、ほかの相続人が代わりに納める。これが「連帯納付義務」だ。

相続税が発生するケースは今後は全体の1割に満たない。ところが今秋、税務署から「相続税の連帯納付義務について」という文書が届いた。娘が期限を過ぎても納税しないため、鈴木さんが「本来の納税義務者が納めるべき相続税について、税務署長から納付を求められる場合がありまます」と書かれた。このままなら鈴木さんから娘の相続税を徴収するといっす告だった。

「その計算は複雑だ(図A)。債務や基礎控除枠(現行制度で5000万円に法定相続人の人数かける1000万円を足した金額)などを差し引いて残った財産に課税される。相続する割合に応じて負担するのが基本。ただ、誰かが税を払わなければ、ほかの相続人が代わりに納める。これが「連帯納付義務」だ。

「連帯納付義務」は以前も「予告」を受け取った相続人が実際に徴収される。相続した財産の額が上限だが、申告・納付期限以降は年数%の利息税が日割りで加算され、税金は増える。滞納した間に、基本



将来、基礎控除枠の引き下げなど相続税の課税が強化されれば、納税する人は増える。相続財産は宅地などの土地や建物が大半を占めるのが一般的だが、相続税は現金で払うのが原則。「手元に資金がない」と支払いに苦勞しかねない(小嶋大志税理士)。

亡くなって10カ月で相続税の申告・納付の期限がやってくる。誰かが払えないと「連帯納付義務」が発生(図B)。税務署はほかの相続人に「いずれあなたが代わりに払う可能性があります」と予告する。

そのままと滞りが続いたら、予告を受け取った相続人が実際に徴収される。相続した財産の額が上限だが、申告・納付期限以降は年数%の利息税が日割りで加算され、税金は増える。滞納した間に、基本

事前の資金確保カギ

的に年14・6%の延滞税が加算され、税額が約10倍に膨れあがった。

「不意打ち」への批判が強く、制度が見直された。2011年の改正で、死後10カ月の申告納付期限を過ぎたら税務署が督促状を本人に送り、それから1カ月たったら、ほかの相続人に連帯納付義務を予告する決まりになった。

延滞税は利息税に代わった。12年4月からは申告納付期限から5年間、ほかの相続人に通知が送られなければ連帯納付義務がなくなるほか、納めるべき人が延納や納税猶予を認められれば連帯納付義務はなくなることもあった。

ほかの相続人が代わりに納めたらどうすればいいのかが、本来納めるべき人に「立替準備をしよう」と断る。売れそうなお金を換えて、現金で済ませたり、生命保険で納税資金を残したりする。「遺言に納税手続きを任せる人を明記し、遺言執行者に任命すれば手続きに困らない」(柴原氏)

連帯納付義務には注意点がもう一つある。贈与税だ。長谷川敏也税理士は「相続税の連帯納付義務は5年で消滅するなどの『救済措置』が設けられたが、贈与税は手つかずのまま」と指摘する。

贈与された人が贈与税を払わなければ、贈与した人が連帯納付義務を負う。例えば遺産分割が済んだ後「不公平」とほかの相続人に言われて、受け取った遺産の一部を贈与と贈与になる。受け手が贈与税を払わないと、何年も後に延滞税で膨らんだ額を納めるよう求められる恐れがあるという。(大賀智子)

12月19日 経